

## 資料7 EU 食品添加物データベース(和訳)脚注一覧

EU 食品添加物データベース(和訳)の脚注についての一覧になります。

- (1):これらの添加物は個別にまたは組み合わせて添加することができます。
- (2):最大レベルは合計に適用され、レベルは遊離酸として表示されます。
- (3):最大値は SO<sub>2</sub> として表示され、すべての供給源から得られる総量に関連しており、SO<sub>2</sub> の含有量が 10 mg/kg 以下または 10 mg/l 以下であれば、存在しないとみなされます。
- (4):最大レベルは P2O<sub>5</sub> として表示されます。
- (5):E 214-219:p-ヒドロキシ安息香酸プロピル(PHB)、最大 300 mg/kg
- (6):プロピオン酸およびその塩は、適正製造規範に従った発酵過程で生産される特定の発酵製品に含まれることがあります。
- (7):NaNO<sub>2</sub> または NaNO<sub>3</sub> として表される最大添加量
- (8):mg/dm<sup>2</sup> 表面で、深さ 5 mm には存在しません。
- (9):E315 および E316 は個別にまたは組み合わせて添加することができ、上限はエリソルビン酸として表示されます。
- (10):可食部での上限
- (11):制限値は (a) アセスルファム K 換算値または (b) アスパルテーム換算値で表示されます。
- (12):チューインガムに E 950、E 951、E 957、E 959、E 961 を組み合わせて使用する場合、それぞれの最大レベルは比例的に減少されます。
- (13):脂肪に表示される上限値
- (14):E 322、E 471、E 472c、E 473 のうち 2 つ以上の物質が食品に添加されている場合、その食品に設定されたこれらの物質それぞれの最大レベルは、その食品の他の物質にも存在するため、相対的な量に引き下げられます。
- (15):E 339 および E 340 は、個別にまたは組み合わせて、Directives 2006/141/EC、2006/125/EC、1999/21/EC で定められた制限値に適合するように添加することが認可されています。
- (16):E 306、E 307、E 308、および E 309 は個別にまたは組み合わせて添加することが認可されています。
- (17):E 407、E 410、および E 412 のうち 2 つ以上の物質が食品に添加されている場合、その食品に設定されたこれらの物質それぞれの最大レベルは、その食品の他の物質にも存在

するため、相対的な量に引き下げられます。

(18):E 300、E 301、および E 302 は個別にまたは組み合わせて添加することができ、レベルはアスコルビン酸として表示されます。

(19):E 304、E 306、E 307、E 308、および E 309 は個別にまたは組み合わせて添加することが認可されています。

(20):E 339、E 340、および E 341 は個別にまたは組み合わせて添加することが認可されています。

(21):E 410、E 412、E 414、E 415、および E 440 は個別にまたは組み合わせて添加することが認可されています。

(22):E 471、E 472a、E 472b、および E 472c は個別にまたは組み合わせて添加することが認可されています。

(23):E 400、E 401、E 402、および E 404 は個別にまたは組み合わせて添加することが認可されています。

(24):入力量、残留物は検出不可

(25):着色料 E 122 および E 155 のそれぞれの量は、50 mg/kg 以下または 50 mg/l 以下とします。

(26):アメリカノでは、E 100、E 101、E 102、E 104、E 120、E 122、E 123、および E 124 は個別にまたは組み合わせて添加することが認可されています。

(27):bitter vino では、E 100、E 101、E 102、E 104、E 110、E 120、E 122、E 123、E 124、E 129 は個別にまたは組み合わせて添加することが認可されています。

(28):bitter soda では、E 100、E 101、E 102、E 104、E 110、E 120、E 122、E 123、E 124、E 129 は個別にまたは組み合わせて添加することが認可されています。

(29):この物質は、発酵工程の結果として特定のチーズに自然に存在する可能性があります。

(30):チーズでは、ホエイを除去し、水を加えた後に添加する場合は、ミルクまたは同等のレベル

(31):E 120、E 142、E 160d、E 161b を個別にまたは組み合わせて最大

(32):E 400-404、E 406、E 407、E 410、E 412、E 415、E 418 を個別にまたは組み合わせて最大

(33):E 100、E 102、E 120、E 122、E 160e、E 161b を個別にまたは組み合わせて最大

(34):E 120、E 122、E 129、E 131、E 133 を個別にまたは組み合わせて最大

(35):E 100、E 102、E 120、E 122、E 142、E 151、E 160e、E 161b を個別にまたは組み合わせて最大

- (36): E 100、E 102、E 120、E 122、E 129、E 142、E 151、E 160e、E 161b を個別にまたは組み合わせて最大
- (37): E 100、E 102、E 120、E 151、E 160e を個別にまたは組み合わせて最大
- (38): アルミニウムとして表現されます。
- (39): NaNO<sub>2</sub> または NaNO で表される最大残留量、製造プロセス終了時の残留レベル
- (40): 添加亜硝酸塩無しで
- (41): 脂質ベースで表示
- (42): 残留として
- (43): E 331 および E 332 は、個別にまたは組み合わせて、Directives 2006/141/EC、2006/125/EC、1999/21/EC で定められた制限値に適合するように添加することが認可されています。
- (44): Directives 2006/141/EC、2006/125/EC、1999/21/EC に定められた制限値に準拠
- (45): 無水抽出物として計算
- (46): カルノソールとカルノシン酸の合計として
- (47): 最大量は、付属書 III に記載された規定を含め、この規則が対象とするすべての用途に適用されます。
- (48): 標準化のために調製食卓用水に添加されるミネラル塩は、添加物に分類されません。
- (49): 最大使用可能レベルは、その構成要素であるアスパルテーム (E 951) とアセスルファム-K (E 950) の最大使用可能レベルに由来します。
- (50): アスパルテーム-アセスルファムの塩を、個別にまたは E950 や E951 と組み合わせて使用しても、E951 と E950 の両方のレベルを超えないものとします。
- (51): 最大使用可能レベルは遊離酸として表示されます。
- (52): 最大使用可能レベルは遊離イミドとして表示されます。
- (53): E 120、E 162、および E 163 は個別にまたは組み合わせて添加することができます。
- (54): ホウ酸として表示
- (55): Sn として表示
- (56): Fe として表示
- (57): 個別の食品または食品カテゴリーに関して本 Annex のポイント 01~18 で別途最大レベルが指定されていない限り、この最大レベルを適用するものとします。
- (58): Fo 値 3 は、121°C、3 分間の加熱に相当します (1,000 缶あたり 10 億個の細菌孢子量が 1,000 缶あたり 1 個の細菌孢子量に減少する)

(59):加熱処理された食肉製品の中には、酸度の低い環境下で亜硝酸塩が硝酸塩に自然変換することにより、硝酸塩が含まれる場合があります。

(\*): E 170、E 500-504、E 524-528、および E 530:脂肪なし、乾燥物に対して7%、炭酸カリウムとして表示されます。

<<追加分>>

(60):ステビオール相当量として表現

(61):E 104、E 110、E 124 の合計量と、グループ III の着色料は、グループ III に記載されている最大量を超えてはなりません。

(62):E 104 の総量とグループ III の着色料は、グループ III に記載されている最大量を超えてはなりません。

(63):E 110、E 124、およびグループ III の着色料の合計量は、グループ III に記載されている最大量を超えてはなりません。

(64):E 104 と E 110 の合計量、およびグループ III の着色料は、グループ III に記載されている最大量を超えてはなりません。

(65):E 120 カルミン酸、カルミンのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 10 mg/kg。他のアルミニウムレーキは使用できません。この Regulation (EC) No 1333/2008 の Article 22(1)(g)の目的のため、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(66):E 120 カルミン酸、カルミンのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 1.5 mg/kg。他のアルミニウムレーキは使用できません。本規則の Article 22(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(67):E 120 カルミン酸、カルミンおよび E 180 リゾールルビン BK のアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 10 mg/kg。他のアルミニウムレーキは使用できません。本規則の Article 22(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(68):E 123 アマランスのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 10 mg/kg。他のアルミニウムレーキは使用できません。本規則の Article 22(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(69):すべてのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 150 mg/kg。Regulation (EC) No 1333/2008 の Article 22(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(70):すべてのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 120 mg/kg。Regulation (EC) No 1333/2008 の Article 22(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(71):すべてのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 30 mg/kg。Regulation (EC) No 1333/2008 の Article 22(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(72):すべてのアルミニウムキレートからのアルミニウムの上限 70 mg/kg。この規則の違反として、マイクロスイーツのみの上限は 40 mg/kg でなければなりません。規則 (EC) No 1333/2008 の Article 22(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(73):すべてのアルミニウムレーキからのアルミニウムの最大制限 300 mg/kg。Regulation (EC) No 1333/2008 の Article 22(1)(g)のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されます

(74):すべてのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 15 mg/kg。Regulation (EC) No 1333/2008 の Article 22(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(75):すべてのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 30 mg/kg。Regulation (EC) No 1333/2008 の Article 22(1)(g)のために、その制限は 201 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(76):E 120 カルミン酸、カルミンのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 5 mg/kg。他のアルミニウムレーキは使用できません。Regulation (EC) No 1333/2008 の Article 22(1)(g)のため、その制限は 201 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(77):すべてのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限「適正使用基準(クオンタムサテイス)」。規則 (EC) No 1333/2008A の Article 22(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(78):E 120 カルミン酸、カルミンのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 10 mg/kg。他のアルミニウムレーキは使用できません。この規則の Article 22(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。

(79):最大レベルは、個別にまたは組み合わせて使用される E 450、E 451、および E452 の合計に適用されます。

(80):委員会 Regulation (EC) No 608/2004 (OJ L 97、1.4.2004、p.44)によって定められた表示要件は適用されないものとします。

- (81):リン酸塩の総量は、E 338-452 の最大レベルを超えてはなりません。
- (82):光沢剤としてE 302 と組み合わせて、最終食品に最大レベル 800 mg/kg の E302 と組み合わせてのみ使用できます。
- (83):E 120 カルミン酸、カルミンのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 3.2 mg/kg。他のアルミニウムレーキは使用できません。Regulation (EC) No 1333/2008 の Article 22(1)(g)のために、この制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。
- (84):E 120 カルミン酸、カルミンのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 4mg/kg。この規則の逸脱として、サーモン代替品のみ、上限は 5.5 mg/kg でなければなりません。他のアルミニウムレーキは使用できません。Regulation (EC) No 1333/2008 Article 22(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。
- (85):E 120 カルミン酸、カルミンのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 2 mg/kg。魚肉ペーストのみです。他のアルミニウムレーキは使用できません。Regulation (EC) No 1333/2008 Article 22(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。
- (86):E 120 カルミン酸、カルミンのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限 3 mg/kg。この規則の逸脱として、低温殺菌された製品の上限は 50 mg/kg でなければなりません。他のアルミニウムレーキは使用できません。Regulation (EC) No 1333/2008 の Article(1)(g)の目的のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。
- (87):E 120 カルミン酸、カルミンのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限値 1.5 mg/kg。他のアルミニウムレーキは使用できません。Regulation (EC) No 1333/2008 の Article 22(1)(g)のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。
- (88):E 120 カルミン酸、カルミンのアルミニウムレーキからのアルミニウムの上限値 3 mg/kg、液体熱処理製品のみです。他のアルミニウムレーキは使用できません。Regulation (EC) No 1333/2008 の Article 22(1)(g)のために、その制限は 2013 年 2 月 1 日から適用されるものとします。
- (89):最終製品におけるキャリアオーバーは 250mg/kg を超えてはならない
- (90):肉中における残留物として
- (91):溶解食品サプリメントの最大レベルは、200ml の水で希釈し、消費できる状態のものに適用されます
- (92):乾物で表現
- (93):最大レベルは、Ready-to-drink 製品(缶詰など)と、調整後、消費の準備ができたミックスおよび濃縮物に適用されます

(94):E 160b(i) (アナトー ビキシシ)と E 160b(ii) (アナトー ノルビキシシ)を組み合わせ  
て点か追加した場合、高い方の最大レベルが合計に適用されますが、個別の最大レベルを超  
えてはなりません。